負担割合フローチャート（２０２２年８月～２０２３年７月末）

～毎年度、８月１日に自己負担割合の再判定を行います～

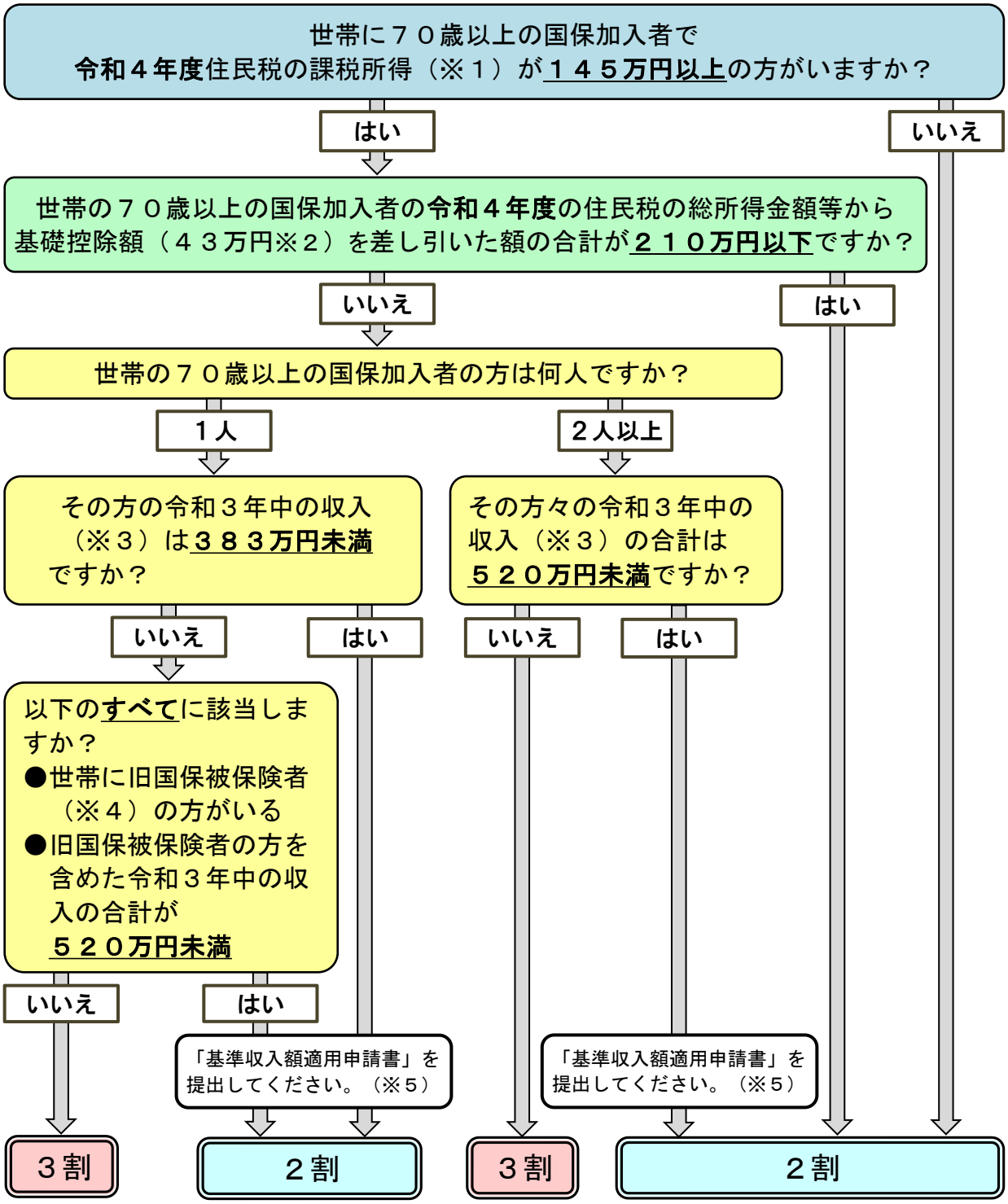

※１　住民税の課税所得…住民税の総所得金額等から住民税の所得控除の合計額を差し引いた額。

※２　税制改正により令和３年度から基礎控除額の見直しが適用となりました。これにより合計所得金額が2,400万円以下の個人の基礎控除額は43万円となりますが、合計所得金額が2,400万円を超える個人の基礎控除額は、その合計所得金額によって逓減されます。

※３　収入…所得税法に規定する各種所得の金額（退職所得の金額を除く）の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額。収入の例①公的年金等の場合は源泉徴収票などの「支払金額」欄の金額、②営業の場合は「売上」、③不動産の場合は家賃等の「総収入金額」、④株の譲渡の場合は「売却価額」等。土地・建物などの売却や、株式・配当（特定公社債など含む）や先物取引などで確定申告した場合、売却金額は収入金額に含まれます（損失申告の場合も含む）のでご注意ください。
※地方税の「申告不要制度」を選択した場合はこの限りではありません。

※４　旧国保被保険者…国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方で、移行後も世帯状況に変更（世帯主が変わったり、国保加入者が全員資格喪失したりする等）がない方。

※５　基準収入額適用申請書が送付された方は、申請をすることで負担割合が２割になる場合があります。なお、世帯の７０歳以上の国保加入者及び旧国保被保険者について、市が把握する令和３年中の収入が基準額未満の場合、自動的に２割となります。（この場合申請書は送付されません）